

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例の一部改正について  
上記の議案を別紙のとおり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第  
112条及び瀬戸市議会会議規則（昭和32年瀬戸市議会規則第1号）第  
12条の規定により提出します。

令和6年12月17日

瀬戸市議会議長 小澤 勝 殿

提出者 瀬戸市議会議員

三木 雪実

賛成者

"

高島 康

"

馬嶋 みゆき

"

中川 吾也

"

宮薗 伸一

"

窟田 宗一

"

浅井 春美

"

## 6年議員提出第6号議案

### 瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例（令和4年瀬戸市条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。）を提供したときは、2年以下の <u>拘禁刑</u> 又は100万円以下の罰金に処する。	第54条 職員若しくは職員であった者、第9条第2項若しくは第15条第5項の委託を受けた業務に従事している者若しくは従事していた者又は議会において個人情報、仮名加工情報若しくは匿名加工情報の取扱いに従事している派遣労働者若しくは従事していた派遣労働者が、正当な理由がないのに、個人の秘密に属する事項が記録された第2条第5項第1号に係る個人情報ファイル（その全部又は一部を複製し、又は加工したものを持む。）を提供したときは、2年以下の <u>懲役</u> 又は100万円以下の罰金に処する。
第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第55条 前条に規定する者が、その業務に関して知り得た保有個人情報を自己若しくは第三者の不正な利益を図る目的で提供し、又は盗用したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。
第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>拘禁刑</u> 又は50万円以下の罰金に処する。	第56条 職員がその職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書、図画又は電磁的記録を収集したときは、1年以下の <u>懲役</u> 又は50万円以下の罰金に処する。

### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

(理 由)

この案を提出するのは、刑法等の一部を改正する法律（令和4年法律第67号）の施行に伴い、瀬戸市議会の個人情報の保護に関する条例中所要の事項を改正するため必要があるからである。